

『年金知識の活かし方 2026 年度版』

「ウェブセミナー」とは

- 三つの機能（動画コンテンツ・テキストレジュメ・確認テスト）を活用し、業務知識を学べる新しいeラーニングシステムです
- さまざまなデバイス（PC・スマホ・タブレット）で利用でき、場所を選ばず、好きな時間でセミナー受講と同等、それ以上の効果が期待できます
- 貴社のオリジナルコンテンツ（映像・テキスト等）で、専用の学習環境をご用意することも可能です



トライアルはこちら

「年金知識の活かし方 2026 年度版」の内容

本講座は、年金制度を正しく理解した上で、自助努力へ対応方法や話法を習得することを目的としております。「自分はいくらもらえるのか」「年金対策はどのように取り組むべきか」といった疑問を持つ方が多い現状の中で、適切なアドバイスが求められております。本講座では、年金制度の解説、「ねんきん定期便」の活用方法はもちろんですが、老後資金の準備方法や資産形成のポイントなど、実践的な年金対策についても紹介します。年金額を把握しながら対策を考える力を養える内容となっております。

●教材構成・カリキュラム

テーマ	内容	収録時間数
1. 老齢基礎年金額	①公的年金の基本 ②老齢基礎年金額	13分2秒
2. 老齢厚生年金額	①年金の基本 ②老齢厚生年金額	20分32秒
3. ねんきん定期便の仕組みと活用方法	①ねんきん定期便 ②活用方法	17分20秒
4. 定期便の応用的活用方法【遺族年金】	①老後生活の考え方 ②活用方法 ③遺族年金 ④定期便の活用 ⑤まとめ	15分43秒
5. 年金の増額手法【繰下げ】	①年金対策の考え方 ②年金の増額 ③老齢年金の繰下げ	16分1秒
6. 年金の増額手法【年金加入】	①年金対策の考え方 ②老齢基礎年金の増額 ③老齢厚生年金の増額	16分10秒
7. 自助努力の考え方①	①年金対策の考え方 ②自助努力 ②年金制度の不足	16分35秒
8. 自助努力の考え方②	①年金対策の考え方 ②自助努力 ③年金制度の不足 ④まとめ	12分42秒

※確認テスト（10問）をweb上で受講いただきます。

【担当講師：有限会社ピージェイハーベスト代表取締役 沖倉 功能】

●サービス提供価格

ウェブセミナー『年金知識の活かし方 2026 年度版』	一般料金（税込）
3ヵ月コース	6,600円/1名

※受講期限は申込月の翌月1日からのカウントとなります。

※3ヵ月・6ヵ月コースともにコンテンツは同じです。

※映像データ、レジュメ・確認テストのデータ納品も可能です。

●推奨利用環境

ブラウザ：Edge、Safari、GoogleChrome

講義映像・音声は、弊社eラーニングシステム内でのストリーミング配信になります。

スマートフォンなどモバイル端末をご利用の場合は、4G回線ではなくwi-fi環境でのご利用をお勧めします。

ご利用の機種・ブラウザ・アプリによっては動作に制約がある場合があります。あらかじめご了承ください。

お問合せ・お申込みは…



ビジネス教育出版社
BUSINESS KYOIKU SHUPPANSHA

企画営業部

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-13

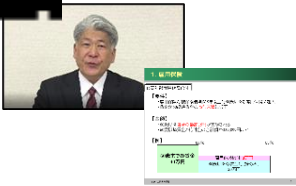
TEL:03(3221)5365 FAX:03(3222)7878

E-mail:webexc@bks.co.jp URL:https://www.bks.co.jp

教材イメージ

① 講義映像

講義動画をストリーミング再生で視聴できます。レジュメも講義の内容に合わせて、画面に表示されます。



講義動画サンプル

② レジュメ

レジュメデータを表示・ダウンロードできます。事前に印刷して手元資料とすることも可能です。



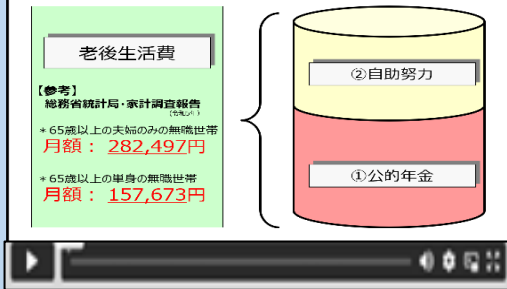
レジュメサンプル

Section 1. 老齢基礎年金額

動画再生



老後生活の考え方



テキスト(PDF)

Section1 レジュメ
(こちらからダウンロード・表示できます)

ウェブエクササイズ

企業コード:

ID:

パスワード:

IDとパスワードでログイン!

③ 確認テスト

各問題に回答し、採点を行うと直ちに採点結果と解説が表示されます。

講義内容の確認問題 (全5問) です

問1
公的介護保険の第2号被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上60歳未満の医療保険加入者である。
 ○ ×

問2
老齢厚生年金に加給年金額が加算されるためには、老齢厚生年金の受給権者本人が有する厚生年金保険の被保険者期間が原則として25年以上なければならない。
 ○ ×

問3
遺族基礎年金を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者等の死亡の遺族、その者によって生計を維持され、かつ、所定の要件を満たす「子のある配偶者」または「子」である。
 ○ ×

問4
国民年金の第1号被保険者によって生計を維持している配偶者で20歳以上60歳未満の者は、国民年金の第3号被保険者となる。
 ○ ×

問5
国民年金の付加年金の額は、400円に付加保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額である。
 ○

採点

問題番号	正解	不正解	合計
問1	○	×	2
問2	○	×	2
問3	○	×	2
問4	○	×	2
問5	○	×	1
合計	5	0	5

確認テストサンプル

詳しくは、弊社専門スタッフへお問い合わせください



ビジネス教育出版社
BUSINESS KYOIKU SHUPPANSHA

企画営業部

TEL: 03(3221)5365

FAX: 03(3222)7878

E-mail: webexc@bks.co.jp

URL: https://www.bks.co.jp